

学び舎あい 短期入所利用契約書

（以下「利用者」）と社会福祉法人四恩会 学び舎あい（以下「事業者」といいます。）は、事業者が通所利用する利用者に対して提供する指定短期入所事業について、次のとおり契約します。

第 1 条 （契約の目的）

この契約は、事業者が利用者に対し、日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的として、障害者総合支援法に規定される短期入所事業について定めます。

第 2 条 （短期入所事業の内容）

- 1 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定めるサービスを提供します。
- 2 サービスの提供は、事業所の生活支援員等の従業員が当たります。
- 3 事業者は、利用者の障害程度並びに希望に応じて、利用者にサービスを提供します。
- 4 事業者は、日常生活上の援助や日中生活支援に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- 5 事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。
- 6 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

第 3 条 （契約期間）

この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。但し、契約期間満了日以前に利用者が障害程度区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

また、有効期間終了前1ヶ月に双方より契約の解消の申出がない場合は、契約期間は新しい有効期間に自動更新することとします。

第 4 条 （相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族、後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

第 5 条 （健康管理）

事業者は、常に利用者の健康に留意するとともに、健康保持の為に適切な措置を講じます。

第 6 条 （利用終了時の援助）

- 1 事業者は、契約が終了し利用者が当事業所の利用を終了する際は、利用者及びその扶養義務者の希望、利用者が利用終了後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な利用終了のために必要な援助を行います。
- 2 事業者は、当事業所サービスの提供の終了（解約の場合も含みます）に際し、終了の旨を援護実施者（市町村）に連絡します。

第 7 条 （緊急時の援助）

- 1 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに近隣の医療機関又は利用者の指定する医療機関での診療を依頼します。
- 2 前 1 項のほか、当事業所利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する緊急の連絡先に連絡します。

第 8 条 （守秘義務）

- 1 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその扶養義務者の秘密を保持する義務を負います。
- 2 事業者は、従業員が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

第 9 条 （利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として市町村が定める支援費と、利用者負担額、事業所で定める日常生活費の月ごとの合計金額を事業者に支払います。ただし、居宅生活支援費については、利用者に代わり市町村より代理受領します。
- 2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払を利用者に請求できます。
- 3 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

第 10 条 （利用料金の支払方法等）

- 1 利用者は、施設サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月 10 日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月 20 日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者に領収書を発行します。但し、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第 11 条 （契約の終了）

- 1 利用者は、30 日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - 1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - 2) 事業者が守秘義務に違反したとき。

- 3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - 1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
 - 2) 利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - 3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。
 - 4) 天災、災害、その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることが困難な場合。
- 3 利用者が死亡した場合。

第12条 (損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

第13条 (情報の保存)

- 1 事業者は、利用者に対する短期入所事業の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者は、事業所にて、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第14条 (苦情解決)

利用者又はその家族、後見人は、事業者が提供した施設サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族、後見人に文書で報告します。

第15条 (身元引受人)

- 1 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - 1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること。

2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

3) 利用者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

第16条 (その他)

この契約に定めない事項については、障害者総合支援法その他の関係法令に従い、利用者、家族、後見人、事業者が信義に従い協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名 ⑩

後 見 人 住 所

または、

親 権 者 氏 名 ⑩

事 業 者 住 所 羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1

名 称 社会福祉法人四恩会

代表者氏名 理事長 真田 穰治